

[illegible]

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 1 6 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 3 年 9 月 3 0 日)

○開催日時 令和 3 年 9 月 3 0 日 (木)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|---------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について(農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について(別海町農地移動適正化あっせん基準) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条の許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（24名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

	1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
	3番	齊	藤	主	夫	4番	市	川	義	晴
	6番	藤	田	浩	義	7番	中	洞		薫
	8番	加	藤	真	純	10番	大	内	敏	光
11番	芳	賀	石	健	均	12番	中	村	繁	男
14番	羽	賀	藤	宏	一	15番	加	藤	和	広
16番	内	井	山	幸	実	17番	阿	部		浩
18番	藤	井	山	一	実	19番	木	幡	良	誠
20番	浦	山	田	賢	一	21番	山	田	武	雄
22番	押	田	藤	一	二	23番	林	花	新	雄
24番	伊	藤		吉	5番	竹				吉

○欠席委員（3名）

5番	石	毛	剛
9番	畠	山	友子
13番	小	島	敏

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	棧	木	直人
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
農地調整担当	主事	佐	藤	大樹

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

4番	市	川	義	晴	6番	藤	田	浩	義
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席 4 番 市 川 義 晴 ⑩

議席 6 番 藤 田 浩 義 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 5 件、議案 6 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 16 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 24 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員は 5 番石毛委員、9 番畠山委員、13 番小島委員の 3 名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。4 番市川委員、6 番藤田委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 14 件ございます。1 号から 3 号までにつきましては、農地所有者から所有権の移転に関わるあっせん申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました但双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取扱いについては後の議案第 2 号で提案し御審議

していただく予定です。4号から6号につきましては、本年8月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びとなったものです。7号から14号につきましては、農地等売買事業により北海道農業公社が買入れた土地について、一時貸付を行う内容であります。旧所有者につきましては、7号から9号までの3件が[]さん及び[]さん、10号から12号までの3件が[]さん、13号及び14号が[]さん。こちららも後の議案第5号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、[]-[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、不成立。

次号から6号までのあっせん候補者、次号及び3号のあっせん委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、あっせん対象地、[]-[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん結果、不成立。

第3号、あっせん対象地、[]-[]、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん結果、不成立。

第4号、あっせん対象地、[]-[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第5号、あっせん対象地、[]-[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第6号、あっせん対象地、[]-[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第7号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]-[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

次号から14号までの農地の所有者、次号及び9号のあっせん委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第8号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん

対象地、[]—[]、計 []m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間 []円。

第9号、あっせん候補者、[]番地の []、[]。あっせん対象地、[]—[]外 []筆、計 []m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間 []円。

第10号、あっせん候補者、[]番地の []、[]。あっせん対象地、[]—[]、計 []m²。あっせん委員、加藤真純委員外4名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間 []円。

次号から14号までのあっせん委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第11号、あっせん候補者、[]番地の []、[]。あっせん対象地、[]—[]外 []筆、計 []m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間 []円。

第12号、あっせん候補者、[]番地の []、[]。あっせん対象地、[]—[]外 []筆、計 []m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間 []円。

第13号、あっせん候補者、[]番地の []、[]。あっせん対象地、[]—[]外 []筆、計 []m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間 []円。

第14号、あっせん候補者、[]番地の []、[]。あっせん対象地、[]—[]外 []筆、計 []m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間 []円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

報告第1号の事務局説明が終わりましたので調整に当たられた委員の説明を求めます。1号から3号につきましては不成立案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。4号につきましては22番押田委員、5号につきましては16番内藤委員。6号につきましては12番中村委員。7号から12号につきましては8番加藤真純委員。13号、14号につきましては24番伊藤委員。13号につきましては []委員の案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。それでは4号につきましては22番押田委員お願いいたします。

○22番 押田委員

はい、御説明いたします。[]さんが規模縮小のため農地を売るものです。近隣との調整も済んでおりますので、よろしくお願いします。

○議長(小野会長)

続きまして、5号を16番内藤委員お願いいたします。

○16番 内藤委員

はい、報告いたします。[]さんは後継者がいないこともあり、定年離農を決めていました。農地売買等事業で整理したいとの申出があり、近隣の4

名の方に調整がついています。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、6号を12番中村委員お願いいたします。

○12番 中村委員

はい、[]さんの案件でございますが、農地売買等事業で売買することになりました。近隣の農家との調整も整っております。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、7号から12号について8番加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、まず7号、8号、9号についてですが、[]さんの離農に伴いまして北海道農業公社に買い上げてもらった土地を、[]さん、[]さん、[]さんの3名に一時貸付されたものです。10号、11号、12号が[]さんの離農に伴いまして、同じく北海道農業公社に買い上げてもらった土地を[]さん、[]さん、[]さんに一時貸付されたものでございます。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして、13号、14号について24番伊藤委員お願いいたします。

○24番 伊藤委員

はい、13号、14号は[]さんの畑で北海道農業公社に買い取ってもらった畑です。それぞれ[]さん、[]さんが借りることになりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第1号について委員説明が終わりました。それでは報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8の2の（3）の規定により報告する。本件は全部で7件ございます。全件、農地所有者の申出により所有権移転のあっせんを行ったものであり、1号から6号まで新たに所有権の移転のあっせんを行ったものであります。7号については新たに利用権の設定を行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第5号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第2号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]、計[] m^2 。農地の所有者とあっせん委員は同上です。あっせん結果、成立。あっせん価格、贈与。

第3号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

次号から6号までの農地の所有者、あっせん委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第4号、あっせん候補者、[]の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第5号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第6号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]、計[] m^2 。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第7号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、山田良雄委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。ここであっせんに当たられた委員の説明を求めます。1号と2号につきましては22番押田委員、3号から6号につきましては16番内藤委員。7号につきましては21番山田委員。それでは1号、2号を22番押田委員お願いいたします。

○22番 押田委員

はい、説明いたします。先ほどの[]さんの合理化事業での買い取りのできなかった部分の売買と贈与になります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号から6号を16番内藤委員お願いいたします。

○16番 内藤委員

はい、報告します。3号から6号まで北海道農業公社の事業で買い取りのできない土地を4名の方々に買っていただく内容です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、7号を21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明します。[]さんは後継者がいないため、あと2、3年で離農すると言っていましたが、この度、[]さんに継承することになりました。[]さんは地元別海町の酪農家の次男で、8年間酪農ヘルパーとして働いていました。この4月から奥さんと二人で[]さんの経営哲学を学びながら、一緒に作業をされていました。[]さんには現在納税猶予がかかっているために、5年間の賃貸となります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より、報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第3号、農地法第5条の許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては令和3年7月30日開催の第14回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりですので、詳細については朗読を省略させていただきます。第1号の[]、第2号の[]の砂採取、第3号の[]の砂、火山礫、土採取の許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和3年8月25日としております。以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、9月16日に現地調査を行いました。報告内容につ

いては、砂の計画高 2 万 5, 1 4 3 m³に対して出来高 1 万 7, 9 6 2 m³であります。そのほかの事項につきましては、申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。以上で報告第 4 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第 4 号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。8 番加藤真純委員お願いいたします。この案件につきましては [REDACTED] に関係しますので、議事参与制限とさせていただきます。それでは、8 番加藤真純委員お願いいたします。

○8 番 加藤真純委員

はい、報告いたします。この土地は 1. 3 町くらいの事業面積でしたが、現地を見てきた結果おそらく 7 町くらいあるのではないかとこの畑が同時に整備されていて、非常に良い状態で播種もされ、1 回の収穫が終わった様な感じでありました。今までの完了調査の中では最高の完了状態と思って見てまいりました。以上です。

○議長（小野会長）

報告第 4 号の委員説明が終わりました。ここで、報告第 4 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第 4 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第 4 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 5 報告第 5 号

○議長（小野会長）

日程第 5 報告第 5 号「農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

報告第 5 号、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は 7 件の報告がありました。いずれも農地法第 2 条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たし

ておりました。法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第6 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。

本件は2件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]^m。利用権の種類、賃借権。契約期間、平成29年12月25日から令和4年6月30日。合意解約成立の日、令和3年9月8日。土地の引渡しの時期、令和3年9月9日。解約の理由、合意解約。

第2号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]^m。利用権の種類、同上。契約期間、令和元年11月26日から令和11年11月25日。合意解約成立の日、土地の引渡しの時期、解約の理由については同上です。以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 1 号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 7 議案第 2 号

○議長（小野会長）

日程第 7 議案第 2 号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第 2 号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第 16 条第 1 項の規定により当会は別海町長に対し同条第 2 項の規定による通知をするよう要請する。

本案は 3 件ございます。先の報告第 1 号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。それでは御説明させていただきます。1 号から 3 号まで同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第 1 号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和 3 年 9 月 15 日。2 農地中間管理機構を含めた調整経過、あっせん会議を開催し利用調整を図ったところ、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。以上で議案第 2 号の内容説明

を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第２号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第２号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第２号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第８ 議案第３号

○議長（小野会長）

日程第８ 議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第３号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について。次の者から農地法第３条第１項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第３条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第３条第２項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第１号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]－[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸借するものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間は、許可日から４０年間。

第２号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]－[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸借するものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間は、許可日から４０年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]―[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸借するものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間は、許可日から定めないものとする。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]―[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸借するものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間は、許可日から定めないものとする。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]―[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸借するものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間は、許可日から定めないものとする。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]―[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用貸借するため申請するものである。借人は父より全地使用貸借を受けるため申請するものである。貸借期間は令和3年10月28日から40年間。

第7号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地の[]、[]。譲受人、[]番地、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]―[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため売り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため買い受けるものである。売買価格は[]円で1ヘクタール当たり約[]円です。

第8号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地の[]、[]。譲受人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]―[]、[]m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため売り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため買い受けるものである。売買価格は[]円で1ヘクタール当たり約[]円ですが、宅地と建物を含んだ価格となっています。

第9号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地の[]、[]

。譲受人、番地、
。許可を受けようとする土地の表示、－外筆、
合計㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用
するため売り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため買い受けるも
のである。売買価格は円で1ヘクタール当たり約円です。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の
説明を求めます。1号から3号につきましては22番押田委員。4号につ
きましては14番羽石委員。5号につきましては7番中洞委員。6号につ
きましては21番山田委員。7号につきましては15番加藤和広委員。8号と9
号につきましては4番市川委員。それでは、1号から3号につきまして22
番押田委員お願いいたします。

○22番 押田委員

はい、説明いたします。1号から3号全て、個人から法人への使用貸借の
継続案件です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号を14番羽石委員お願いします。

○14番 羽石委員

はい、説明いたします。さんが法人に使用貸借している土地の期
限がきましたので、その更新となっております。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、5号を7番中洞委員お願いします。

○7番 中洞委員

はい、説明いたします。個人から法人への使用貸借ですが、期限が到来し
たことによる再設定になります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、6号を21番山田委員お願いします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。父親のさんから長男のさんに全地
使用貸借するもので、40年間の貸借となります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、7号を15番加藤和広委員お願いします。

○7番 加藤和広委員

はい、説明いたします。
が、これから建設する施設の周辺にあるさんの農地を買い取
るものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、8号と9号を4番市川委員お願いします。

○4番 市川委員

はい、説明いたします。まず8号の説明をします。〇〇さんは今年の4月に離農して、農地のほとんどは売買等事業により北海道農業公社に買い取られましたが、本地については施設が少し入っている農地ということで北海道農業公社が買い取りできず、隣接者である〇〇さんが買い取ることになりました。次に9号ですが、〇〇さんは、6年前に離農した時に農地をほぼ全て北海道農業公社に売りましたが、施設用地を含んだ地番の農地は〇〇〇〇に賃貸しました。今回、その賃貸を解約して農地部分を〇〇〇〇に売却するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第3号につきまして委員の説明が終わりました。ここで議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

21番山田委員。

○21番 山田委員

第6号の貸借期間が40年となっているが、貸借期間は定めない方がよいのではないか。

○事務局（山下主査）

個人間の契約ですので、農業者年金の受給に係り貸借期間に制限がある場合や、生前贈与の納税猶予を受けていて期間を定めた方がいい場合以外は、農業委員会から貸借期間について変更の打診をすることはしていません。

○21番 山田委員

分かりました。

○議長（小野会長）

その他、なにかご質問はございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第3号につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第4号

○議長（小野会長）

続きまして日程第9 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないと判断しております。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[]
[]^mの内 []^m。目的、従業員宿舎建設。計画内容、従業員宿舎外、計 []^m。転用基準、区分、1種。許可理由、農地法施行規則第38条及び第39条第1号。土地利用計画、農振地。転用者氏名、
[]番地の []、[] [] [] []
[]。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

4番市川委員お願いいたします。

○4番 市川委員

9月16日に山田委員、加藤真純委員、事務局2名と見てまいりました。フリーストール牛舎とバンカーサイロの間で、雑種地で囲まれている使い勝手の悪い土地であり、問題はないと思います。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。ここで議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

10番大内委員。

○10番 大内委員

現況が畑となっていますが、畑として見る事が出来ましたか？

○4番 市川委員

廃根線はあるし春先には水も溜まりそうな、非常に使いづらくはありますが畑として見てきました。

○21番 山田委員

私も一緒に現地確認しましたが、畑でした。

○8番 加藤真純委員

地表は一応牧草が生えていましたし、畑であったと思います。面積も小さく形状的にも利用が難しい畑なので、転用して問題ないと思います。

○10番 大内委員

分かりました。

○議長（小野会長）

その他、なにかご質問はございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第４号を原案のとおり許可することに決定します。

（１１時００分から１１時１０分まで休憩）

◎日程第１０ 議案第５号

○議長（小野会長）

日程第１０ 議案第５号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第５号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第５の１の（６）による計画について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項により決定を求める。

本件は全部で２５件ございます。内訳は、所有権の移転が１４件、利用権の設定が１１件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第１号から第３号までは報告第１号と内容が重複しますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第１号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和３年１０月１日。対価、 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和３年１１月１２日。引渡し時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号及び第３号の対価の支払い期限、次号から第７号までの引渡し時期、当事者間の法律関係、次号から第１４号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法は同文ですので朗読を省略します。

第２号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草牧草地として利用。対価、 円。

第３号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、 円。

次号から第１１号までの利用目的については同文ですので朗読を省略します。

第４号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 － 外 筆、計 ㎡。所

有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、対価、 円。対価の支払い期限、令和3年11月30日。

次号から第6号までの所有権の移転をする者は同文ですので朗読を省略します。

第5号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。対価の支払い期限、令和4年1月31日。

第6号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転の内容、対価、 円。対価の支払い期限、同上です。

次号から第12号までは報告第2号と内容が重複しますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第7号、所有権の移転の内容、対価、 円。対価の支払い期限、令和3年11月30日。

次号から第14号までの対価の支払い期限は同文ですので朗読を省略します。

第8号、所有権の移転の内容、引渡しの時期、令和3年10月1日。当事者間の法律関係、贈与。

第9号、所有権の移転の内容、対価、 円。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第14号までの引渡しの時期、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略します。

第10号、所有権の移転の内容、対価、 円。

第11号、所有権の移転の内容、対価、 円。

第12号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、 円。

第13号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、 番地の 、 。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、 円。調整委員、市川委員と中村委員。

第14号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、 。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、 番地の 、 。所有権の移転の内容、利用目的、同上です。対価、 円。調整委員、同上です。

続いて利用権の設定です。

第1号から第9号までは報告第1号と内容が重複しますので、設定する利用権から朗読いたします。

第1号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和3年10月1日。終期、令和8年8月1日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第8号までの内容、終期、借賃の支払い方法、次号から第10号までの利用権の種類、当事者間の法律関係、次号から第11号までの始期は同文ですので朗読を省略します。

第2号、借賃、年間[]円。

第3号、借賃、年間[]円。

第4号、借賃、年間[]円。

第5号、借賃、年間[]円。

第6号、借賃、年間[]円。

第7号、借賃、年間[]円。

第8号、借賃、年間[]円。

第9号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和8年9月30日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。

第10号、利用権の設定を受ける者、同上です。利用権を設定する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、同上です。終期、令和4年6月30日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、同上です。調整委員、山田委員と押田委員。

第11号、利用権の設定を受ける者、[]番地[]、[]、[]。利用権を設定する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、利用権の種類、使用賃貸借権。内容、採草放牧地として利用。終期、令和13年9月30日。当事者間の法律関係、使用貸借。調整委員、市川委員と及川委員。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。所有権移転の第1号から第3号、利用権設定の第1号から第8号につきましては報告第1号で説明済、所有権移転の第4号から第6号につきましては北海道農業公社の買戻案件、所有権移転の第7号から第12号、利用権設定の第9号につきましては報告第2号で説明済みですので、事務局説明のみとさせていただきます。それで

は調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権移転の１３号、１４号につきましては４番市川委員。利用権設定の１０号につきましては２１番山田委員。１１号につきましては４番市川委員。

ここで利用権設定の７号につきまして[]委員に関する案件ですので農業委員会等に関する法律第３１条及び別海町農業委員会会議規則第１４条の規定に基づく議事参与制限により一時退席を求めます。

([] 番 [] 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは利用権の設定の７号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、利用権の設定の７号を原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([] 番 [] 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開します。

それでは所有権移転の１３号、１４号につきまして４番市川委員お願いいたします。

○４番 市川委員

はい、説明いたします。[]さんと[]さんがお互いに農地を効率的に利用出来るように土地を売買し合うものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして利用権設定の１０号につきまして２１番山田委員お願いいたします。

○２１番 山田委員

はい、説明いたします。日程第６号にありました賃貸借が解約された[]の農地です。[]さんと賃貸借していた農地ですが、[]さんが離農されるということで、残りの賃貸期間を[]さんが引き継ぐものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして利用権設定の１１号につきまして４番市川委員お願いいたします。

○４番 市川委員

はい、説明いたします。議案第3号で説明したとおり、[]さんが[]に賃貸していた農地を売却しましたが、売却しなかった施設周辺の土地について農業者年金の絡みもあって使用貸借するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号の利用権設定の7号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第5号の利用権設定の7号を除きまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の利用権設定の7号を除きまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第11 議案第6号

○議長（小野会長）

日程第11 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第6号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は4件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]、面積[]㎡の内[]㎡。利用状況、雑種地。所有者、[]番地[]、[]。

第2号、所在、[]—[]、面積[]㎡。利用状況、原野。所有者、[]番地、[]。

第3号、所在、[]—[]、面積[]㎡。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第4号、所在、[]—[]外[]筆、面積[]㎡。利用状況、施設用地。所有者、釧路市緑が岡5丁目6番9号、北海道電力ネットワーク株式会社釧路支店 電力部長 多田賢一。第4号につきましては、所有者から鉄塔・変電所が設置されている場所について現況証明の申請がなされ、先月の総会後の農地パトロールにおいて、別海・西春別・上春別の推進委員会による確認をしたものとなっています。以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては21番山田委員。2号につきましては8番加藤真純委員。3号につきましては4番市川委員。それでは1号につきまして21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。9月16日に現地を確認してきました。[]さんは8年程前に離農され、農地は全地処分しましたが、施設と施設周辺の土地がそのままでした。今回見た所はその施設周辺の土地であり、雑種地として見て問題ないと判断しました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして2号につきまして8番加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、説明いたします。現地は牧草が生えておらず、雑草や木が生え始めており、原野として見てきました。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして3号につきまして4番市川委員お願いいたします。

○4番 市川委員

はい、説明します。台帳上の地目は畑ですが、現地は公道から畜舎への私道となっている所で雑種地でした。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号を原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。これをもちまして、第16回総会を閉会します。